

令和7年度鳥取県介護テクノロジー定着支援事業補助金に関するQ&A

(令和7年12月9日現在)

No.	質問	回答
1	交付決定後の経費のみが対象か。	今年度に着手されたものであれば、交付決定前のものでも対象となります。
2	補助要件となっている研修を過年度に受講したが、今年度も受講が必要か。	過年度に同様の研修を受講している場合でも、他の担当者が受講するなど、今年度も受講が必要です。
3	介護ソフトの5年間の使用权（ライセンス）を購入する場合、購入した年度に全額を補助対象として扱って良いか。	補助金額については、使用权（ライセンス）期間で判断するのではなく、使用权（ライセンス）を購入した際の支払金額で判断してください。例えば、使用权（ライセンス）が複数年の介護ソフトでも、当年度に全額支払った場合は全額が補助対象となります。一方、使用权（ライセンス）が複数年の介護ソフトで支払金額が1年分（毎年払い）であれば、1年分の金額が補助対象となります。については、「補助対象額＝当年度の支払金額」となります。
4	補助要件であるケアプランデータ連携システムの利用や「SECURITY ACTION」の宣言は、交付申請時点で行っている必要があるのか。	補助要件で求めているものについては、実績報告時までに行う必要があります。よって、交付申請時にまだ対応していない場合は、業務改善計画書の該当箇所は空欄で構いません。 ただし、ケアプランデータ連携システムの利用開始が要件となっているサービスについて、実績報告時に開始が間に合わない場合、年度内の開始で構いません。その場合、後ほど開始した際に担当までご連絡ください。年度内に開始されない場合、補助金の返還をいただくこととなりますので御承知おきください。
5	令和8年1月末までに導入・支払が間に合わない場合は補助金の交付を受けられないか。	お見込みのとおりです。交付決定を既に受けている場合は、以下のとおり対応してください。 ①法人内で複数事業所の交付決定を受けており、一部事業所で導入・支払が間に合わない場合 実績報告書類一式を提出する際に、導入・支払が間に合わない事業所分は0円として併せてご提出ください。（該当事業所の書類を削除して提出することのないようにお願いします。） ②交付決定を受けた全ての事業所で導入・支払が間に合わない場合 以下の資料をご提出ください。 ・実績報告書（規則様式第3号） ・理由書（任意様式） 《内容》提出日、法人住所、法人名、法人代表者名、補助金名、補助金辞退理由 等が記載されているもの